

平成 27 年度 (No. 3)

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭監第74号
平成28年4月15日

旭川市長 西川将人様
旭川市議会議長 塩尻伸司様
選挙管理委員会委員長 谷山翔二様

旭川市監査委員 長谷川明彦
旭川市監査委員 中島孝志
旭川市監査委員 安田佳正
旭川市監査委員 室井安雄

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

1	監査の対象部局及び実施期間	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監 査 の 方 法	2
4	監 査 の 結 果	2

第1 定期監査

1 監査の対象部局及び実施期間

対象部局	期間
総合政策部	
税務部	
市民生活部	平成27年12月1日～
福祉保険部	平成28年3月15日
環境部	
農政部	
選挙管理委員会事務局	

2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年10月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総合政策部

(1) 支出に関する事務…部共通で報酬、賃金、報償費、交際費、食糧費を対象とした。

○ 税務部

(1) 収入に関する事務…部共通で手数料（現金取扱事務を含む。）及び納税課の市税等に関する債権管理事務を対象とした。

(2) 財産管理に関する事務…納税課の市税等に関する債権管理事務を対象とした。

○ 市民生活部

(1) 収入に関する事務…部共通で使用料、手数料（加算料、現金取扱事務を含む。）及び神居支所、江丹別支所、東部まちづくりセンターの現金取扱事務を対象とした。

- 福祉保険部
 - (1) 収入に関する事務…部共通で使用料、手数料（加算料、現金取扱事務を含む。）を対象とした。
- 環境部
 - (1) 収入に関する事務…部共通で使用料、手数料（加算料、現金取扱事務を含む。）を対象とした。
- 農政部
 - (1) 収入に関する事務…部共通で使用料、手数料（加算料を含む。）を対象とした。
- 選挙管理委員会事務局
 - (1) 支出に関する事務…部共通で市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務を対象とした。

3 監 査 の 方 法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、それぞれの書類を試査により照合、関係職員へ質問及び実査をするなど必要な方法をとり監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務の監査については安田佳正監査委員及び室井安雄監査委員を除斥した。

4 監 査 の 結 果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、財産管理に関する事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、収入及び支出に関する事務については、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は収入事務で使用料、手数料及びそれらの現金取扱事務を重点項目として監査を実施したところであるが、許可期間が複数年度にわたる行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定で直近の仮評価額を用いていなかったもの、事務の理解不足や不注意等により使用料等が過大又は過少徴収となっていたもの、現金や金券の受払いの記録及び

管理方法に検討を要するものなどが見受けられたことから、前例を過信することなく、関係する通知や手引きなどを再度確認した上で、内部統制の観点からも組織内のチェック体制を有効に機能させ、収入事務の適切かつ厳正な執行に努められたい。

○ 総合政策部

(1) 支出に関する事務

ア 臨時的任用職員の賃金の支給に当たり、通勤日数の集計を誤ったことや、無給休暇である病気休暇を誤って有給休暇としたことにより2件9,080円が過払いとなっていた。

(政策調整課)－改善済

○ 税務部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・自動車臨時運行許可において、許可証及び許可番号標は道路運送車両法により有効期間満了後5日以内に返納しなければならないとされているが、返納されていないものに対する督促が行われていないものや督促の開始が遅延しているものが散見された。

このことは、平成22年度の定期監査において改善を要望したものであり、督促を徹底した旨の報告があったにもかかわらず改善されていない状況であることから、改めて迅速な督促事務に努められたい。

○ 市民生活部

(1) 収入に関する事務

ア カムイスキーリンクスの行政財産の目的外使用許可において、次のとおり使用料の算定時に誤りがあり、3件1,385円の過大徴収となっていた。 (スポーツ課)

(ア) 許可期間が複数年度にわたるもので、固定資産税の仮評価額を使用している場合には、毎年度、直近の仮評価額を用いて使用料を算定し直すこととされている

が行っていないもの。

- (イ) 電柱の本数と単価が誤っているもの。
- (ウ) 日割計算において、10円未満の端数を切り捨てずにそのまま請求しているもの。

イ 総合体育館の行政財産の目的外使用許可に伴う電気料の子メーターによらない加算料金算定において、平成28年2月の日数を29日とすべきところ28日としたことにより、年間日数を誤り、1件1,254円の過少徴収となっていた。

(スポーツ課)－改善済

ウ 江丹別市民交流センターの行政財産の目的外使用許可に伴うガス使用料及び水道使用料の加算料金算定において、算定基礎の「当該建物を使用する総人員」が12,003人となるところ、合計人数の算出を誤って12,343人したことにより、68円の過少徴収となっていた。

(江丹別支所)－改善済

○ 福祉保険部

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産の目的外使用許可に伴い加算する電気料等において、次のとおり算定時に誤りがあり、5件971円の過少徴収となっていた。

(介護高齢課、障害福祉課)－改善済

(ア) 近文市民ふれあいセンターの子メーターによらない電気料において、平成28年2月分の日数を29日とすべきところ28日としたことにより、年間日数を誤っていたもの。

(イ) 障害者福祉センターの上下水道料において、使用水量の積算が過少となっていたもの。

イ 障害者福祉センターの行政財産の目的外使用許可に伴い加算する電気料等について、収入調定書を起票し納入通知書を発行しなければならないが、なされていないものや遅れているものがあった。

(障害福祉課)－改善済

ウ いきいきセンター神楽に係る高齢者等健康福祉センター使用料において、使用書の使用者区分や使用料の記載に誤りがあったにもかかわらず、確認が不十分なまま受理し、150円徴収すべきところ100円で徴収していたことにより、7件350円の過少徴収となっているものがあった。

(介護高齢課)－改善済

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・生活館の使用承認において、使用申請書の提出を受けた後、使用日まで承認を行わず、その決定まで1か月程度要しているものが大半を占めている状況にあった。

その理由については、申請者の利便性に配慮して、使用申請以後に申請者の都合による取消しや変更が生じた場合でも、必要な手続をすることなく、提出済みの使用申請書の内容を修正する取扱いとしているためであるが、旭川市生活館条例等の規定に基づかない実態にあることから、適正な事務処理に努められたい。

・旭川市事務取扱規程では、金銭出納に関する文書については、5年間保存をするとされているところであるが、いきいきセンター神楽の使用料に係る現金領収証書の控えのうち個人使用における過年度分の大半を誤って廃棄していたことから、適切な保管、管理を行うよう徹底されたい。

○ 環 境 部

(1) 収入に関する事務

ア クリーンセンター等の行政財産の目的外使用許可に伴う使用料において、消費税率引上げに係る消費税相当額の算定については、5%で据え置くこととしているが、8%で算定しているものがあった。

なお、5%で算定し直した結果、全件とも使用料に影響はなかった。

(クリーンセンター)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・指定ごみ袋等を取り扱う店舗に必要とされるごみ処理手数料収納事務資格者の登録において、本来は申請書に加え登記簿謄本や納税証明書等の添付書類の提出を受け登録を決定すべきところ、当該添付書類の提出が間に合わないとの連絡があった申請者について、登録事務が滞ることは市民サービスの低下を招くことから、添付書類が提出されるまでの間は前回登録時の書類で確認することとして登録決定を行ったところであるが、その後においても担当課での申請者への催促が十分に行われておらず、多数の添付書類の提出が大幅に遅れ今回監査期間中に行われていた。

ごみ処理手数料収納事務資格者の登録決定事務は、3年に一度行われる長期継続契約の受託者の適格性を確保するためのものであることを十分認識し、適正な事務処理について徹底を図られたい。

○ 農 政 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 選挙管理委員会事務局

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。